

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年6月 25 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500005 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500011 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月31日、平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成28年8月29日、平成28年12月21日、平成30年8月14日及び令和元年8月28日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月31日、平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成28年8月29日、平成28年12月21日、平成30年8月14日及び令和元年8月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月31日、平成18年8月11日、平成21年12月11日、平成28年8月29日及び平成28年12月21日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成18年8月11日
③ 平成21年12月11日
④ 平成28年8月29日
⑤ 平成28年12月21日
⑥ 平成30年8月14日
⑦ 令和元年8月28日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がないので年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①から⑦までについて、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、請求者から提出された賞与に係る明細書、A社から提出された賃金台帳、請求者及び同僚の賞与振込口座に係る取引履歴(以下「賞与明細書等」という。)によると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行

われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間①に係る賞与の支払日について、請求者から提出された賞与に係る明細書によると、平成 16 年 11 月分と記載されており、ほかに支払日を確認することができる資料はないものの、請求者及び同僚は、毎年 12 月に冬期賞与が支給されていた旨を述べていることから、請求者の請求期間①に係る賞与支払日については、便宜上、平成 16 年 12 月 31 日とすることが妥当である。

したがって、請求者の A 社における請求期間①から⑦までの標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の 1 のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑤までについて、賞与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、上記第 3 の 1 により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者の A 社における当該期間の標準賞与額については、賞与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の 2 のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500005 号

厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2500011 号

		1	2
訂正期間	訂正前の 標準賞与額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成 16 年 12 月 31 日	記録なし	60 万 1,000 円	61 万 6,000 円
平成 18 年 8 月 11 日		59 万 1,000 円	62 万 1,000 円
平成 21 年 12 月 11 日		54 万 9,000 円	63 万 4,000 円
平成 28 年 8 月 29 日		23 万 8,000 円	31 万 2,000 円
平成 28 年 12 月 21 日		35 万 4,000 円	47 万 3,000 円
平成 30 年 8 月 14 日		41 万円	—
令和元年 8 月 28 日		30 万円	—